

第28号

2007年11月1日
発行

同推くん

発行・編集
海蔵地区人権・同和
教育推進協議会
広報部
事務局地区市民センター内
電話 333-8770

国民の司法参加は万全か

1年半後に裁判員制度がいよいよスタート

1928(昭和3)年10月にわが国ではじめて国民が裁判に参加する「陪審制度」がスタートしました。その際、陪審員として参加する人を啓発するために「陪審手引」が作られました。1年半後にスタートする「裁判員制度」は、有罪か無罪か、有罪の場合には「量刑」も決めるというもので、有罪か無罪かだけを判断する「陪審制度」とはその点が違いますが、国民が裁判に参加するという点は共通しています。「陪審手引」に「民衆の常識裁判」という項目がありますが、裁判員制度も「国民の常識」を裁判に反映させるということが目的の一つになっていますのでどんなことが書かれているか見てみますと、「封建時代の所謂お白洲裁判から、一躍して西洋風の裁判制度が布かれて、既に五十餘年を經過して、昭和三年十月、機運は熟して愈々前古未曾有の民衆裁判である、陪審制度が實施されることになったのであります。そうして国民自ら陪審員として法廷に列し、犯罪事實の有るか無いかを判断しなければならぬといふ、實に重大の任務を負ふこ

とになったのであります。然るにも拘はらず、一般國民の中で今尚ほ、陪審法が何であるか、また陪審員は何をするのであるかさへも、知って居らない人が、決して尠くないやうであります。陪審裁判は俗に常識裁判とも言はれて居ります位で、一に陪審員の常識を煩はすものでありまして、特に刑法の条文とか、刑事訴訟法などという六ヶ敷い事を、知って置く必要はないのであります。さりとて陪審制度の候補者となった以上は、せめて陪審法の精神や、自分が法廷に參與した場合、どんな心持で裁判に臨まなければならないか位の事は、是非知って置かねばならぬことでもあります。これは茲に更めて喋々するまでもなく、日本國民の當然の義務であります。」とありそのあと色々解説が書かれています。「陪審員」を「裁判員」に読み替えますと、多くの示唆を得ることができます。この国の主権者は、国民一人ひとりです。裁判員として参加する以上は、その責任と義務をしっかり和果たせるよう準備怠り無くその日を迎えていただきたいと思ひます。

明治憲法制定と民衆憲法の創造②

～人民の、人民による、人民のための政治をめざして～

◇明治憲法の制定◇

明治憲法は、「天皇の政治」というたてまをくずさないかぎり、なるべく国民の意志を政治の中に取り入れるように工夫されていた。立法機関として衆議院と貴族院からなる「帝国議会」が設けられ、衆議院の議員はすべて国民の中から選挙で選ばれた。議会では、法律をつくり、国の予算を決めたりするには必ず帝国議会の議決を経なければならないと定めていた。行政では、天皇の大権が直接行われることになっていたが、行政の当面の責任者として国務大臣という制度を設けた。そうして天皇の政治行為は必ず国務大臣の輔弼によってなされるものと定めた。これは、政治の責任が天皇に及ぶことを避ける意味と同時に、天皇の専断による専制政治を予防する意味ももっていた。司法権についても、独立性を持たせるとともに、罪刑法定主義をとるほか、言論の自由や信教の自由を保障するという民主主義の精神が盛られていた。しかし、その反面、民主主義の不徹底な面も多くみられた。帝国議会の組織のあり方、行政面では「独立命令」、「緊急勅令」など超法規的執行が許されていたことや、陸海軍に「統帥権の独立」が与えられていたことから、後に軍部の暴走を許す事態につながったことがその例である。

(教科書下P242～246)

◇民衆憲法の創造◇

前回冒頭に少し触れたが、明治10年代に広汎な国民層を基盤とする自由民権運動が全国的に展開され、49件(68件ともいわれる。)にもぼる憲法草案が国民の手でつくられた。板垣退助らを輩出した土佐の高知では、植木枝盛のような論客を加えて立派な草案がつくられたが、実は、それに勝るとも劣らない立派な憲法草案が、八王子の更に奥地の西多摩の寒村だった五日市の土蔵から色川大吉教授らによって発見された。いわゆる「五日市憲法草案」である。発見の経緯や同時に発見された数々の史料については『民衆憲法の創造』(以下「創造」という。)に詳しい。

この五日市憲法草案は、草案の中身が素晴らしいことはさておき、特筆されるのはその創造過程が実に詳しく残されていることである。具体的に、63の討論議題がはっきりわかっている、その上どういふ参考書が使われ、その参考書には赤い筆で書き込みがある。つまり彼らが、どういうメンバーでどういふ参考書を使って、どういふ議論をしてこの草案を一条、一条つくっていったかというプロセスがはっきりとわかるように残されていたこと、また明治時代の青年たち(15,6歳から30代位)ですから、早朝から夜は6時から7時ごろまで働いて、終わってから早ご飯をすませて集



色川・江井・新井「民衆憲法の創造」評論社
1970.8

日本における
民主主義の歴史
第 3 回

連載するにあたって

封建時代から脱却し近代化の道歩み始めた明治前期に作られた明治憲法は、君主と国家と官吏との三位一体観の上に立つ臣民の絶対服従義務を求めるものであったが、国民大衆の中には明治憲法に対して批判的ないし否定的態度をとり新しい憲法を創り出そうとする動きがあり、この動きこそ、明治憲法制定以前の憲法思想と日本国憲法下の憲法思想の橋渡しをする歴史的にすこぶ重要な意味をもつものであり、日本の民主主義の歴史を学ぶ上でも極めて重要な意味をもっている。

まっ、冬なら知端で議論する。ただ議論してもしょうがないから、そのグループが一人ひとり順番を決めて今日はスペンサーの本をA君が読んでくる。次の日はエミール・アコラスの「政理新論」をB君が読んでくる。その次はC君がミルの自由論を読んでくるという風にして、1回の会合で1冊の本を誰かが責任を持って読んでそれを紹介する。そしてあらかじめその青年たちの間に反対討論者と賛成討論者を決めて、幹事を中心に、聞きばなし、しゃべりばなしにはしない。討論のあとには必ず締めくくりをさせる。たとえば「死刑廃止論」なら「廃止論」という問題について議論しますと、それに対して必ず反対論を出させる。そしてそこに参加する会員全員の一人ひとりに発言を求める。もしその会に出席して三回以上黙っていて発言をしない人間がいたら、除名する。そのような厳しい学習結社のルールがつくられていて、議論が白熱してくると次の日の明け方まで、鶏が鳴き出すまで、外が薄明るくなるまで議論をした。このような青年たちによる熱心な学習がなされたのは、『ただ教養を高めるとか、学校の成績をよくして一流の会社にもぐり込むとか国立大学に進学するためとか自分ひとりだけの目的で勉強をしたものではなく、江戸時代以来の日本の国のあり方に非常に不満をもっていて、あるいは明治政府のやり方に対して非常に不満を表明して、それに代わるような日本の未来像を描き出そうという情熱によって勉強が行われていたのではないか』と分析されている。(「創造」P134)

(つづく)

(註) 記事中の「教科書」とは、文部省著作教科書「民主主義」(上)・(下)教育図書刊を指します。

お知らせ

◆地区懇談会完了◇

啓発部

地域の皆様、ブロック代表自治会長様および委員の皆様、ご協力ありがとうございました。お蔭さまで計画どおり終えることができました。

- 今年度は「老いてこそ 我が道をゆく みたらし団子」のビデオを見た後、情報提供や意見交換をするなど9月7日の西阿倉川ブロックからはじめて10月19日の松ヶ丘・阿倉川新町ブロックまで6回にわけて開催しました。
- 既に65歳以上の高齢者の方やいずれ高齢者の域に達するのだから他人ごとでないとお考えの方々にとって「かけがえのない人生を豊かに生きる道」を探るためのきっかけになる機会になったのではないのでしょうか。
- これからも、地域や団体で各々の代表委員の皆様を囲んだ話し合いの場を設けていただき、自らの「我が道」探しに取り組んでいたければ幸いです。

◆図書購入のお知らせ◇



- ・新版わたしたちと裁判
- ・みんなの裁判
- ・裁判長！これで執行猶予は甘くないすか
- ・子どもが会おう犯罪と暴力

- ・見えない虐待
 - ・みんなの命輝くために
 - ・権利と責任
 - ・どこゆく？団塊男 どうする団塊女！
 - ・遠距離介護デビュー応援ブック
 - ・文部省著作教科書 あたらしい憲法の話・民主主義
 - ・憲法から考える平和と人権
 - ・憲法9条の思想木脈
 - ・憲法の世界へ 基本的人権の事件簿
- (広報部)

◎裁判員制度スタートまで1年半◎

一般の国民が、裁判官と一緒に刑事事件の裁判に携わることになるいわゆる「裁判員制度」が2009年5月までにスタートします。
「裁判員の参加する刑事裁判に関する規則」も7月7日に公布され、各地で模擬裁判も行われています。特別な理由がない限り、辞退することはできません。もし、呼び出しがくることになっても、「私の視点、私の感覚、私の言葉で参加」する覚悟はできたでしょうか？地域や団体等で、地区市民センターに配布されているDVDによる学習や裁判傍聴等をするなどして少しでも「人を裁く」ための自信をつけられてはいかがでしょうか？

◆原稿募集◇

同推くんは、隔月で発行しています。皆様からの投稿をお待ちしています。原稿は、地域団体事務局までお届け下さい。次回は2008年1月1日に発行。(広報部)